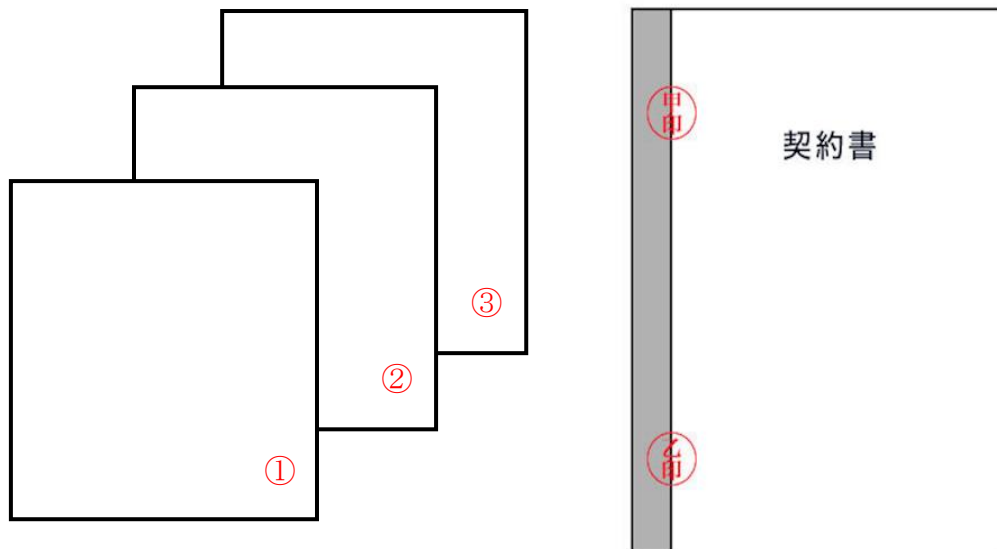


契約書の製本について



① 契約書約款

② 事前に配布している仕様書・設計書・図面など（参考数量表・単価表等は除く）

③ 質問回答書（ある場合）

①～③を製本テープ（白色、灰色等淡色のもの）でとじ込み裏表に割印（右図の乙印部分）・製本すること。契約書は2部作製し、1部に収入印紙を糊付すること。（印紙税額は、国税庁HPにて確認可）

※課税文書に該当するか否か疑義が生じた場合は、最寄りの税務署や国税局電話相談センター等の国税相談窓口にてご確認ください。